

資料 4 環境基準

基準等

別表2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

| 項目 類型 | 利用目的の 適応性 | 基準値 | | | | | 該当水域 |
|----------|---|--|-------------------------|--------------------------|---|----------------------|--------------------------------------|
| | | 水素イオン 濃度 (pH) | 生物化学的 酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質量 (SS) | 溶存酸素量 (DO) | 大腸菌数 | |
| AA | 水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 1mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 20CFU/ 100mL以下 | 第1の2の(2)に より水域類型ご とに指定する水 域 |
| A | 水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 2mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 7.5mg/L 以上 | 300CFU/ 100mL以下 | |
| B | 水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 3mg/L 以下 | 25mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | 1,000CFU/ 100mL以下 | |
| C | 水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの | 6.5以上 8.5以下 | 5mg/L 以下 | 50mg/L 以下 | 5mg/L 以上 | — | |
| D | 工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの | 6.0以上 8.5以下 | 8mg/L 以下 | 100mg/L 以下 | 2mg/L 以上 | — | |
| E | 工業用水3級 環境保全 | 6.0以上 8.5以下 | 10mg/L 以下 | ごみ等の浮遊 が認められない こと。 | 2mg/L 以上 | — | |
| 測定方法 | | 規格12.1に定める 方法又はガラス 電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法 | 規格21に定める 方法 | 付表9に掲げる 方法 | 規格32に定める 方法又は隔膜電 極若しくは光学 式センサを用い るを用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと同 程度の計測結果 の得られる方法 | 付表10に掲げる 方法 | X |

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
- 4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- | | |
|-----------|---|
| 1 自然環境保全： | 自然探勝等の環境保全 |
| 2 水道1級： | ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの |
| 水道2級： | 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの |
| 水道3級： | 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの |
| 3 水産1級： | ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 |
| 水産2級： | サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 |
| 水産3級： | コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用 |
| 4 工業用水1級： | 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの |
| 工業用水2級： | 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの |
| 工業用水3級： | 特殊の浄水操作を行うもの |
| 5 環境保全： | 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度 |

イ

| 項目 類型 | 水生生物の 生息状況の適応性 | 基準値 | | | 該当水域 |
|----------|---|----------------|------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| | | 全亜鉛 | ノニルフェノール | 直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 | |
| 生物A | イワナ、サケマス等比較的 低温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息 する水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.001mg/L 以下 | 0.03mg/L 以下 | 第1の2の(2)に より水域類型ご とに指定する水 域 |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物 Aの欄に掲げる水生生物 の産卵場(繁殖場)又は幼 稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.0006mg/L 以下 | 0.02mg/L 以下 | |
| 生物B | コイ、フナ等比較的高温域 を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水 域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.05mg/L 以下 | |
| 生物特B | 生物A又は生物Bの水域 のうち、生物Bの欄に掲 げる水生生物の産卵場(繁 殖場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要 な水域 | 0.03mg/L 以下 | 0.002mg/L 以下 | 0.04mg/L 以下 | |
| 測定方法 | | 規格53に定める方法 | 付表11に掲げる方法 | 付表12に掲げる方法 | X |

備考

1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。